

事業概要と準備書手続について

1 事業者等について

事業名称	(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1号 双葉・韮崎・清里幹線 (仮称) 佐久都市計画道路 1・4・1号 南牧佐久線* ※ 中部横断自動車道 (長坂～八千穂)
事業者名	国土交通省関東地方整備局 (都市計画決定権者：山梨県)
対象事業の種類	高速自動車国道の新設 (環境影響評価法第1種事業)
対象事業の規模	延長約 40 km (山梨県区間 約 12 km)
関係地域	北杜市

2 準備書手続とは

事業者が、環境アセスメントの結果を取りまとめた書類 (環境影響評価準備書) を作成し、これを公開 (公告、縦覧) するとともに、対象地域において説明会を開催すること等により住民等や市町村長、知事などから意見を聴く手続です。

事業者は、これらの意見に配慮して事業計画及び環境の保全のための措置について再検討します。

3 都市計画の特例

環境影響評価法では、アセス対象事業に係る施設が都市施設として都市計画に定められる場合には、都市計画決定権者が事業者に代わるものとして環境影響評価の手続を行うこととされています。

(仮称) 韮崎都市計画道路 1・4・1号 双葉・韮崎・清里幹線の新設区間に係る環境影響評価については、都市計画決定権者である山梨県が手続を行います。

4 準備書手続の流れ

- ①都市計画決定権者が準備書を作成し、知事及び関係市町村長に送付する。
- ②都市計画決定権者は送付後、縦覧する旨の公告を行い、1ヶ月間縦覧を行う。
- ③県民等は環境保全の見知から意見がある場合は事業者意見書を提出する。
- ④都市計画決定権者は県民等からの意見の概要及び意見に対する見解書 (以下、意見概要書等) を作成し、知事及び関係市町村長に送付する。
- ⑤知事は、必要に応じ公聴会を開催し、環境保全の見地からの意見を聴く。
- ⑥知事は、④の送付を受けた日から 120 日以内に県民等、関係市町村長及び技術審議会の意見を踏まえて知事意見を述べる。

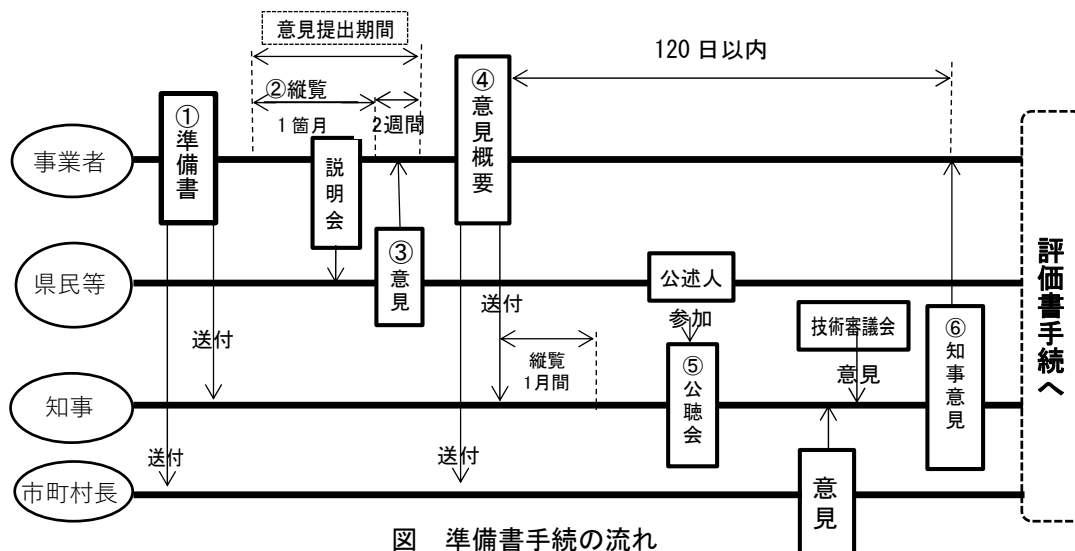


図 準備書手続の流れ

## 5 本件に係るスケジュール

令和8年	1月19日	都市計画決定権者から準備書を受領
	2月2日	準備書の公告・縦覧（～3月2日） 県民等からの意見受付期間（～3月16日）
	5月11日	<u>山梨県環境影響評価等技術審議会（1回目）</u>

（以降の流れ）

都市計画決定権者から意見概要書等を受領  
意見概要書等の公告・縦覧  
北杜市長への意見照会  
公聴会の開催  
山梨県環境影響評価等技術審議会（2回目）  
山梨県環境影響評価等技術審議会（3回目）  
山梨県環境影響評価等技術審議会（4回目）  
知事意見通知期限（意見概要書の提出から120日以内）

## 6 今後の進め方について

- ・ 次回の審議会開催までに、今回の審議で出された意見、意見概要書等の意見、公聴会の意見、北杜市長の意見を集約する。
- ・ 集約した意見等を整理し、知事意見骨子を作成し、次回以降の審議会に提示する。
- ・ 知事意見骨子に対する審議会意見を踏まえ、知事意見（素案）を作成する。
- ・ 知事意見（素案）に対する審議会意見を踏まえ知事意見（案）を作成し、庁内調整を行った上で、期限までに知事意見を述べる。